

農研機構発ベンチャー企業認定制度について

農研機構は、農業・食品産業を伸びしろの大きな成長産業として捉え、我が国の経済成長に貢献すべく、研究開発成果の創出と社会実装を促進し、農産物・食品の産業競争力強化と輸出拡大に向けた取組を進めています。

その一つとして、農研機構が開発した研究開発成果の実用化、これによるイノベーションの創出を目指すベンチャー企業（スタートアップ）に対して出資・支援を行っています。

農研機構がベンチャー企業に出資・支援をし、農研機構発ベンチャー企業として認定するためには、そのための要件を満たしたうえで審査を受けていただく必要があります。なお、審査の結果、ご希望に沿いかねる場合があります。あらかじめご了承ください。

1. 対象者

株式会社にあっては起業した日から5年を超えていないこと、株式会社の起業を予定している者にあっては3年以内に起業を予定していること。

※個人事業主は含みません。法人として登記がなされている、または登記の予定がある株式会社のみ（株式会社以外の法人は対象外です）が対象です。

2. 出資・支援の要件

以下の全ての要件を満たした者に対して審査を行い、「農研機構発ベンチャー企業」として認定することができます。

1	事業の実施により農研機構の研究開発の成果の社会実装の実現が見込まれること。
2	株式会社にあっては起業した日から5年を超えていないこと、株式会社の起業を予定している者にあっては3年以内に起業を予定していること。
3	事業の実施に必要な技術的能力並びに企業経営に必要な経営能力、経営体制及び財務基盤を有していること。
4	資金計画及び出口戦略を含む経営戦略が適切であること。
5	事業内容及び事業計画が適切であって、当該事業が有望かつ社会的要請に適合するとともに市場性及び成長性が見込まれること。
6	次のうち、いずれかに該当すること。 ①農研機構の役職員（役員、職員、再雇用職員、契約職員）又はかつて農研機構の役職員として在職していた者が、農研機構の承認を得て、役員等に就いていること、又は就くことが明らかなこと。 ②知的財産権の実施又は利用の許諾が決定されていること、又は決定されることが明らかなこと。
7	反社会的勢力に該当しないこと。

3. 出資等・支援の内容

	内容		期間上限
出資	金銭出資	1年当たり1,000万円及び3年間の合計金額2,000万円を限度とする金銭出資。	最長3年間
	現物出資	知的財産権、建物又は物品の出資。	
支援	知的財産権の実施又は利用の許諾	・知的財産権の実施又は利用の許諾 ・許諾に係る実施料又は利用料等の軽減（50%限度）支援（独占的な実施又は利用許諾における権利化及び権利の維持に必要な費用は除きます。）	認定日の翌日から最長5年間を限度
	建物又は物品の貸付け	・建物又は物品の貸付け ・上記の貸付に係る貸付料等の軽減（50%限度）又は無償※支援	

※無償とした場合、農研機構は認定企業が発行する株式又は新株予約権を取得・保有することができます。

4. 認定までの流れ

事前相談から契約、認定まで数か月を要する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

（1）事前確認

申請前に、事務局（スタートアップ推進窓口）が事前確認を行います。

- ・対象要件を満たしているか
 - ・申請書類の不足等はないか
- 等を確認します。

（2）認定審査

正式な申請受付後、農研機構の設置する審査委員会及び役員会において複数回の審議を行い、出資・支援の可否、内容及び条件を決定します。また、必要に応じて個別ヒアリング等をお願いする場合があります。

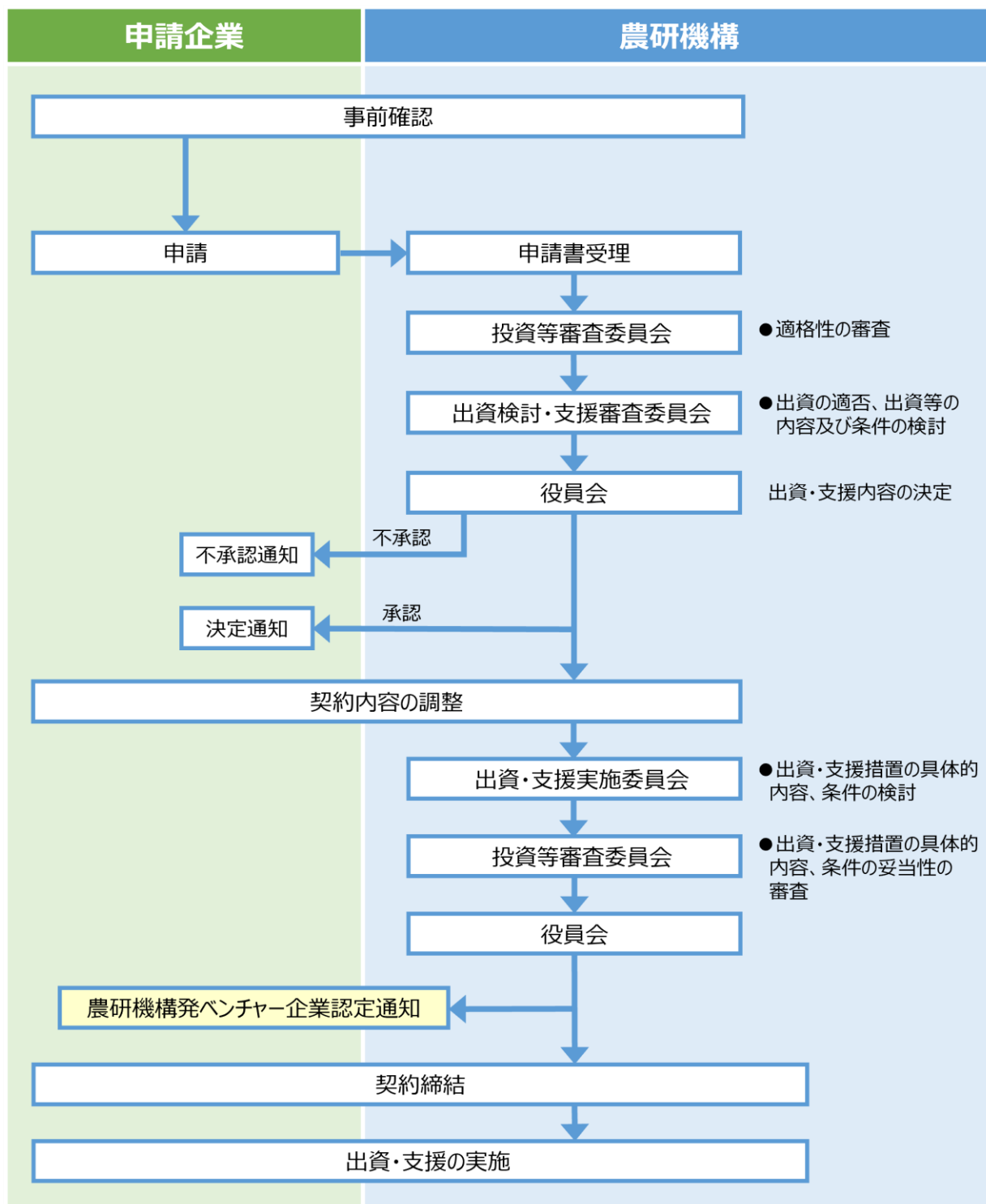
審査終了後、農研機構は審査結果を申請者に通知します。審査の結果、ご希望に沿いかねる場合があります。なお、審査の過程や審査結果に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

出資・支援決定後は、決定内容の契約に向けて申請者と調整を行います。契約内容については農研機構の設置する審査委員会及び役員会で複数回の審議を行います。審査の結果、認定された場合には、認定書が交付され契約を締結していただきます。この契約締結後に出資・支援を開始します。

5. 申請方法

以下の申請書類及び添付書類は、原則として電子ファイルでご提出ください（証明書原本を除く）。ただし、申請書類は、事前の確認が完了してからでないといけないと受け付けることができませんので、ご留意願います。

＜認定審査の流れ＞



<申請書類>

1	出資認定申請書（運用通達別紙様式 1（規程第 6 条関係）） 支援認定申請書（運用通達別紙様式 5（規程第 15 条関係））
2	申請に係る誓約書
3	審査カード
4	企業概況書
5	事業計画書 （背景・目的、事業内容、事業成果及び波及効果、市場規模・市場の成長性、ターゲット、競争優位性、事業のリスクと対応策、ロードマップ（農研機構の研究 成果の社会実装の時期を含む）、収支計画、資金計画、組織体制 等）

<添付書類（必須）>

6	会社の履歴事項全部証明書、定款 ※起業予定の場合は定款案および登記申請書の案。
7	会社案内・パンフレット等 ※起業予定の場合は下記必要事項を記入した案。 【必須】法人名（商号）、代表者名、役員名、従業員数、法人設立年月日、主たる 事業内容、資本金、主要取引先、主たる取扱商品・サービス、所在住所、 電話番号、取引銀行、業務時間 【任意】会社ホームページ URL、許可・登録・免許（必須事業の場合、必ず掲 載）、メールアドレス、FAX、決算時期、所属加盟団体、税理士事務所名
8	決算書、税務申告書（税務署の収受印があるもの）、財務諸表 ※起業予定の場合は賃借対照表案、損益計算書案、投資利益率（ROA）案等、数 値計画がわかる書類。
9	株主名簿 ※起業予定の場合は案、ただし役員就任予定者の就任承諾書及び経歴書が必要。
10	役員経歴書 ※起業予定の場合は就任承諾者の経歴書。
11	組織図（組織・人員がわかるもの） ※起業予定の場合は組織・人員案。
12	その他参考となる資料 ※起業予定の場合は本社設置予定地及び事業所の図面、関連企業又は下請け企業 があればその情報。

※企業を設立予定で、提出書類が不明な場合は事務局にお問合せ願います。

6. 認定後について

認定後は、農研機構が定める出資・支援に関する条件を遵守してください。

- (1) 農研機構の指示に従い、出資・支援に関する契約の締結等の手続を行うこと。
- (2) 出資・支援の内容に関し、変更する必要がある場合には、速やかに農研機構に申し出ること。
- (3) 農研機構が定める出資・支援に関する定めを遵守すること。
- (4) 出資・支援に関し疑義が生じた場合には、農研機構に協議を申し出ること。

(例)

➤ 定期報告

実施状況、財務状況等について年 1 回の定期報告を求めます。また、必要に応じてヒアリング等をお願いする場合があります。さらに、事業状況によっては支援の中止、変更等の措置を行う場合がありますのでご了承ください。

➤ 情報開示への協力等

認定事業者の情報は、企業秘密に配慮した上で、以下の目的のために使用場合があります。

- ①農研機構の財務諸表、事業報告書、web サイト等における情報公開
- ②本事業の普及啓発
- ③所管省庁への報告 等

➤ 認定に係る資料の適切な保管・管理

認定に係る資料の適切な保管・管理をお願いいたします。

7. 問合せ先

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

本部 スタートアップ推進窓口

〒305-8517 茨城県つくば市観音台 3-1-1

電話番号：029-838-8785（ダイヤルイン）